医療的ケア実施規程

徳島県立鴨島支援学校

第１章　　総　則

（目的）

第１条　医療的ケアを必要とする児童生徒が，安全かつ安心な学校生活を送ることができるよう，適切に医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的とする。

（医療的ケアの定義）

第２条　医療的ケアとは，生命の維持，健康状態の維持改善のため必要とする医療的な行為であり，医師の指示のもとで学校に配置された看護師が行う日常的・応急的ケアである。

第２章　実施できる医療的ケアの範囲と実施条件

（範囲）

第３条

１　徳島県立特別支援学校で実施できる医療的ケアの範囲については，別記１（「特別支援学校で実施できる医療的ケアの範囲」）に示すものとする。

２　別記１の範囲内で，児童生徒の実態，主治医及び学校医の意見，学校の環境等に応じ，校内医療的ケア検討委員会の協議を経て，校長が総合的に判断するものとする。

３　別記１に記載されていない医療的ケアを依頼された場合は，学校は徳島県教育委員会に連絡し，徳島県教育委員会は，徳島県医療的ケア・給食等の指導検討委員会において検討するものとする。

（実施条件）

第４条　医療的ケアを実施するための条件は，次の各項に示すものとする。

１　保護者からの要請があること

２　主治医と学校医が，医療的ケア実施を承認していること

３　看護師不在のときは，保護者が医療的ケアを実施すること

４　緊急時の対応について，緊急体制を整備し緊急時対応訓練を実施すること

第３章　医療的ケアの対象者及び実施者

（対象者）

第５条　医療的ケアの対象者は，保護者から医療的ケア実施依頼があった児童生徒のうち，主治医と学校医の意見に基づき，校内医療的ケア検討委員会の協議を経て，校長が総合的に判断し，実施可能と認めた者とする。

（実施者）

第６条　学校における医療的ケアは，学校に配置された看護師が行うものとする。

第４章　校内医療的ケア検討委員会

（校内医療的ケア検討委員会の設置と協議内容）

第７条

1　校内医療的ケア検討委員会を設置する。

2　校内医療的ケア検討委員会の委員は，学校医，校長，副校長・教頭，事務長，各学部長，保健主事，養護教諭，看護師，その他校長が必要と認める者により組織する。

3　校内医療的ケア検討委員会の委員長は，校長とする。

4　校内医療的ケア検討委員会は，必要に応じ，委員長が招集する。

5　医療的ケアのコーディネーターは，養護教諭とする。

6　校内医療的ケア検討委員会は，次の各号に示す事項を協議する。

（１）医療的ケア実施の依頼があった児童生徒の医療的ケアについて，学校で実施可能な内容，範囲，方法であるか協議し総合的に判断すること

（２）個別の医療的ケア・マニュアルの作成と実施に関すること

（３）緊急時対応マニュアルに関すること

（４）ヒヤリハット事例の分析と改善方策の検討に関すること

（５）医療的ケアの実施状況等に関すること

（６）前各号に掲げるもののほか，医療的ケア実施に関する必要な事項

第５章　　医療的ケア実施手続き

（実施手続き）

第８条

1　医療的ケア実施手続きは，次の各号に示すものとし，別記２「医療的ケア実施までの手順」の手順によって行う。

（1）校長は，保護者への説明責任を十分に果たすこと。

（2）校長は，主治医の「主治医指示書（様式１)」保護者の「医療的ケア実施依頼書（様式2)」に基づき，校内委員会の協議，学校医等の承諾を経て，対象児童生徒の医療的ケアの内容，範囲，方法を決定し，個別の医療的ケア・マニュアルを作成すること。

（３）校長は，主治医及び保護者に対し，医療的ケアの内容，範囲，方法及び実施担当者を「医療的ケア実施通知書（様式３)」に「主治医指示書(様式１)」を添え，通知すること。

（４）校長は，主治医から提出された「主治医指示書(様式１)」に保護者から提出された「医療的ケア実施依頼書（様式２)」を添え，看護師に医療的ケア実施を指示すること。

　看護師は，必要に応じ主治医と学校医及び保護者と連携し，対象児童生徒の医療的ケアに関する説明，指示を受けること。

（5）看護師は「医療的ケア実施報告書（様式４)」により，校長を通して定期的に主治医に実施報告を行うこと。

2　医療的ケア実施手続きの様式は，次の各号に示すものとする。

（1）主治医指示書　　　　　　　（主治医　→　校　長）　〈様式１〉

（２）医療的ケア実施依頼書　　　　　（保護者　→　校　長）　〈様式２〉
（３）医療的ケア校内委員会承諾書　（学校医　→　校　長）　〈様式１〉裏面
（４）医療的ケア実施通知書　　　　（校　長　→　主治医）　〈様式３〉
　　　　　　　　　　　　　　　　　（校　長　→　保護者）　〈様式３〉
（５）医療的ケア実施報告書　　　　（校　長　→　主治医）　〈様式４〉

（手続き内容の継続及び追加・変更）
第９条
１　年度をまたがっての継続の手続きについては，健康状態の変化及び医療的ケアの内容の変更の有無に関わらず，年度ごとに更新する。
２　年度途中に健康状態の変化及び医療的ケアの内容に変更がある場合は，その都度，主治医指示書の加筆・訂正又は新たな指示書の作成等一連の手続きを行う。
３　日常的に医療的ケアを実施している児童生徒の与薬の追加・変更及び臨時薬の追加については，主治医処方の薬剤に限り，「処方箋」,「薬剤情報提供書（薬の説明書)」,「お薬手帳」いずれかの写しをもって，　「主治医指示書（様式１）」の与薬欄を変更できるものとする。
　ここで,「薬剤情報提供書」または「お薬手帳」による場合は，処方年月日，医療機関名，医師氏名，児童生徒氏名，処方内容（薬剤の名称，用法，用量，服用にあたっての注意事項等）が記載されているものとする。

（日常的な与薬以外の臨時薬の与薬における手続き）
第１０条
１　日常的に医療的ケアを必要としない児童生徒の臨時薬，及び日常的に医療的ケアを実施している児童生徒であっても，主治医以外の医師処方の薬剤については臨時薬とし，臨時薬に係る医療的ケア実施までの手順は次の各号に示すものとする。
　なお,「臨時薬に係る医療的ケア実施までの手順（別記３）」によって行う。
（１）校長は，保護者への説明責任を十分に果たすこと。また，年度当初に「臨時薬処方内容書（様式５－１)」「臨時薬実施依頼書（様式５－２)」は，複数枚配付しておくこと。
（２）臨時薬処方医は「臨時薬処方内容書（様式５－１)」，保護者は「臨時薬実施依頼書（様式５－２)」を記入すること。
　保護者は「臨時薬実施依頼書（様式５－２)」に「処方箋」,「薬剤情報提供書（薬の説明書)」,「お薬手帳」いずれかの写しを添付し，校長に提出する。
　ここで,「薬剤情報提供書」または「お薬手帳」による場合は，処方年月日，医療機関名，医師氏名，児童生徒氏名，処方内容（薬剤の名称，用法，用量，服用にあたっての注意事項等）が記載されているものとする。
（３）校長は，看護師に医療的ケアの実施を指示する。

２　臨時薬に係る医療的ケアの様式は，次の各号に示すものとする。
（１）臨時薬処方内容書　　　　（主治医　→　校　長）　〈様式５－１〉

（２）臨時薬実施依頼書　　　　（保護者　→　校　長）　〈様式５－２〉
（３）校内医療的ケア検討委員会承諾書（校内回覧）　　　〈様式５－１・２〉裏面

第６章　医療的ケア対象幼児・児童生徒の保護者の役割

（保護者の役割）

第１１条　保護者は，学校において医療的ケアの実施を希望する場合は，次の各項に示す役割を果たすものとする。

１　学校における医療的ケア実施に係る一連の手続きを理解し，十分納得した上で，「主治医指示書（様式１）」を添えて，「医療的ケア実施依頼書（様式２）」を学校へ提出する。

２　当日の児童生徒の健康状態を把握し，登校して教育が受けられる状態であるかを判断してから登校させ，その日の健康状態について連絡帳等により，学校に伝える。

３　緊急連絡先をあらかじめ学校へ知らせ，連絡があった場合は速やかに対応する。

４　適宜，主治医による診察を受け，児童生徒の状況を学校に連絡する。

５　看護師が不在時は，保護者が医療的ケアを実施する。

６　医療的ケア実施に必要な医療機器，医療器具，消耗品等は原則として保護者が準備し，点検・整理を行う。

７　医療機関に対する診療報酬及び文書料等医療的ケアにともなう経費については，保護者負担とする。

８　主治医以外の医師から臨時薬を処方され，学校における臨時薬の服用を依頼する場合は，臨時薬処方医に主治医の処方が記載されたお薬手帳等を提示する。

９　医師の指示を仰ぎ，学校と協働して，緊急時の対応について体制を整える。

附　　則

この規程は，平成１８年　４月　１日から施行する。
平成２０年　５月２２日　一部改正
平成２２年　４月２６日　一部改正
平成２４年　４月　１日　一部改正
平成２８年　４月　１日　一部改正
令和　３年　１月　１日　一部改正